

# 秋桜会教育振興基金規程

## (目的)

第1条 秋草学園短期大学に在学する成績優秀な学生が、卒業時にあたり経済的困難状況で学費滞納、その一部を助成するために秋桜会教育振興基金制度を置く。

## (運営管理)

第2条 秋桜会は秋桜会教育振興基金（基金）運営委員を置き、基金運営委員会を形成し本制度の運営管理にあたる。

2 本委員は秋桜会会長、副会長、常任理事をもって構成する。

## (選考委員会)

第3条 選考委員会は秋桜会会長、副会長及び秋草学園短期大学学長及び学長の推薦を得た者（学級指導教員・学生課長）をもって構成する。

2 選考委員会の委員長は、秋桜会会長をもって充てる。

3 選考委員会は応募期間締切日（2月中旬まで）から10日以内に開会し審査する。

## (認定基準)

第4条 次の各号に該当する者の中から選考委員会の議を経て、秋桜会会長が基金貸与を認定する。

(1) 成績優秀な学生であり且つ経済的困難状況により学費を滞納している学生。

(2) 秋草学園短期大学学長の推薦を得た者。

## (認定数)

第5条 基金貸与は年間3名までとする。

## (貸与方法及び額)

第6条 基金が貸与する総額は年額¥900,000-を上限とする。

2 貸与回数は卒業時一回とし無利息とする。

## (申請方法)

第7条 基金貸与を希望する学生は、秋草学園短期大学学生課及び学級指導教員を経由し、秋桜会事務局に申請書を提出する。

2 申請者は次の書類を秋桜会会長に提出する。

(1) 秋桜会教育振興基金申請書

(2) 申請理由書（原稿用紙400字以内、原稿用紙1枚）(1)申請書の裏面

- (3) 単位成績証明書（学長）
- (4) 秋桜会教育振興基金推薦書（学長）
- (5) 保護者の前年度源泉徴収票等（収入を証明するもの）及び印鑑証明

（決定及び通知）

第8条 応募した学生を選考委員会において審査し、認定条件が満たされている時はただちに実施する。

- 2 決定者に基金決定通知書を交付する。但し認定条件に変更が生じた場合は取消とする。

（手続）

第9条 決定者は1か月以内に次の書類を秋桜会会長に提出する。

- (1) 誓約書
- (2) 返還計画書

（基金振込）

第10条 秋桜会は誓約書と返還計画書を認めた時点で申請者に通知し振り込む。

（変更届）

第11条 卒業あるいは返還期間中に以下に関する変更があった場合は秋桜会会長に変更届を提出する。

- (1) 本人の住所・氏名・電話・携帯番号・メールアドレスの変更
- (2) 保護者の住所・氏名・電話・携帯番号・メールアドレスの変更

（返還）

第12条 基金は次の通り返還する。

- (1) 返還金額は全額とする。
  - (2) 返還は卒業後4ヶ月から開始し但し一括返還又は5年を限度に返還を完了する。
  - (3) 返還方法は基金の返還計画によるが短期間にする為の変更も可能とする。
  - (4) 返還方法は銀行自動引き落としとする。返還開始期限内に振込手続を行う。
- 2 返還計画を変更する場合は返還計画変更願を運営委員会に提出し承認を得る。

（返還期間の猶予）

第13条 返還期間中に次に該当する場合は秋桜会教育振興基金返還猶予願を運営委員会に提出し承認を得る。

- (1) 災害又は疾病により返還が困難であるとき。

(2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難なとき。

(保護者による返還)

第14条 受給者に返還の意思が認められない場合は保護者が基金返還の債務を負わなければならない。但し本人が死亡又は高度な障害により返還不能となった場合は運営委員会に届け出る。

(返還の完了)

第15条 秋桜会教育振興基金運営委員会は全額返還の通知を本人に行う。

(規程の変更)

第16条 この規定の変更は秋桜会教育振興基金運営委員会の議を経て秋桜会総会において報告する。

付 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 6 月 17 日から施行する。

令和 2 年 11 月 7 日から施行する。